

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

告 示

○私立学校法等施行細則の一部を改正する規則	(私学・公益法人課)	一
○保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則	(医療人材対策室)	一
○肥料の登録	(みやぎ米推進課)	二
○肥料の登録有効期間の更新	(同)	二
○肥料の登録事項の変更	(同)	三
○肥料の登録の失効	(同)	三
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	四
○道路の供用開始	(同)	四
○海岸保全区域の変更	(河川課)	五
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	六
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	七
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	八
○選挙管理委員会		八
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		八
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		九

規 則

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

私立学校法等施行細則(昭和五十三年宮城県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三十六号までの規定中「ロ」を削る。

様式第三十七号中「ロ」を削り、「第1条第1項」を「第2条第1項」に改める。

様式第三十八号中「ロ」を削り、「第1条第2項」を「第2条第2項」に改める。

様式第三十九号中「ロ」を削る。

様式第四十号中「ロ」を削り、「第1条第2項」を「第2条第2項」に改める。

様式第四十一号から様式第四十九号までの規定中「ロ」を削る。

附 則

1 (施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の私立学校法等施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の私立学校法等施行細則の規定によるものとみなす。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十一号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十六年宮城県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号、様式第三号、様式第五号及び様式第六号中「本(署名又は印)」を削る。

様式第八号及び様式第九号中「本(署名又は印)」を削る。

様式第十七号中「本(署名又は印)」を削る。

附 則

1 (施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の保健師助産師看護師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の保健師助産師看護師法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第百三十号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和三年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所	有効期限
令和二年 八月十八日	第六一五号	混合有機質肥料	アミノマイスタ	窒素全量 六・〇	りん酸全量 四・〇	加里全量 二・五		大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町七番八号	令和八年 八月十七日
令和三年 一月十四日	第六一六号	副産石灰肥料	東方かきがら副産石灰					東方工業株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目十三番十号	令和九年 一月十三日

○宮城県告示第百三十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

令和三年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所	有効期限
令和二年 六月二十三日	第五八三号	消石灰	68%防散消石灰					宮城石灰工業株式会社	宮城県登米市中田町上沼字北桜場八十六	令和八年 七月三十一日
令和二年 六月二十三日	第五八六号	消石灰	70消石灰					有限会社三和産業	岩手県一関市東山町松川字深堀五十四番地一	令和八年 七月三十一日
令和二年 六月二十九日	第五八七号	消石灰	70消石灰					東亜産業株式会社	広島県広島市西区横川町三丁目九番二十九号	令和八年 七月三十一日
令和二年 六月二十九日	第五八八号	消石灰	70防散消石灰					東亜産業株式会社	広島県広島市西区横川町三丁目九番二十九号	令和八年 七月三十一日
令和二年 九月二十四日	第五五五号	副産石灰肥料	かきがら副産石灰					シーシーエフジャパン有限公司	愛知県岡崎市市場町字東町十三番地	令和八年 十一月三日

令和二年 九月二十四日	第五五六号	副産石灰肥料	かきがら副産石 灰				南星産業株式会社	奈良県大和郡山市登志院 町三百七十八番地	令和八年 十一月三日
令和三年 一月十九日	第六〇八号	乾燥菌体肥料	女川水産1号	五・五	四・〇		株式会社フイッシ ヤリ1サポルトお ながわ	宮城県牡鹿郡女川町市場 通り七十二番	令和六年 一月二十二日
令和三年 二月五日	第五五八号	混合有機質肥料	B M 6 5 4 2	六・五	四・〇	二・〇	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町 七番八号	令和六年 三月二日
令和三年 二月五日	第五八九号	魚廃物加工肥料	T N M G 魚廃物加工肥料	七・〇	四・〇	二・五	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町 七番八号	令和六年 二月八日
令和三年 二月二十六日	第一〇五号	魚かす粉末	魚粕粉末肥料1 号	七・〇	六・七		太協物産株式会社	宮城県石巻市湊町四丁目 一番七号	令和九年 二月二十八日

○宮城県告示第百三十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更をした。

令和三年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は 名称及び住所	変更の内容		変更年月日
				変更事項	変更後	
第五八六号	消石灰	70消石灰	有限会社三和産業 岩手県一関市東山町松川字深堀五十四番地	代表者の氏名 佐藤 幸一	佐藤 琢哉	平成二十八年 五月二十八日
第五八四号	消石灰	くみあい68防 散消石灰	宮城県石炭産出株式会社 宮城県登米市中田町上沼字北桜場八十六	氏名又は名称 和賀仙人鉾山株式会社	宮城石炭産出株式会社	令和二年 二月二十八日
第五八五号	消石灰	くみあい65消 石灰	宮城県石炭産出株式会社 宮城県登米市中田町上沼字北桜場八十六	氏名又は名称 和賀仙人鉾山株式会社	宮城石炭産出株式会社	令和二年 二月二十八日
第四四六号	副産石灰肥料	45・0かき副 産石灰南三陸1 号	株式会社遠藤組 宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保百六 十八番地	代表者の氏名 遠藤 善治	遠藤 善和	令和二年 七月三十一日
第六〇八号	乾燥菌体肥料	女川水産1号	株式会社フイッシャリーサポルトおながわ 宮城県牡鹿郡女川町市場通り七十二番	代表者の氏名 桐野 秀明	中尾 清志	令和二年 八月十七日
第五五八号	混合有機質肥料	B M 6 5 4 2	大成農材株式会社 広島県広島市中区鉄砲町七番八号	肥料の名称 バイオノミクスB M	B M 6 5 4 2	令和三年 一月六日
第六〇八号	乾燥菌体肥料	女川水産1号	株式会社フイッシャリーサポルトおながわ 宮城県牡鹿郡女川町市場通り七十二番	代表者の氏名 中尾 清志	川田 達也	令和二年 十月十九日

○宮城県告示第百三十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により、次の

肥料の登録は、失効した。

令和三年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)		その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所
令和二年六月一日	第五八四号	消石灰	くみあい68防散消石灰	窒素全量	りん酸全量			
令和二年六月一日	第五八五号	消石灰	くみあい65消石灰					
令和三年三月九日								

○宮城県告示第百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年三月九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市中央三丁目三番五地先から 同市八幡町一丁目四番三地先まで		A	前 D C B A	一〇・〇 四九・五	八一〇・〇	上記A、 B、C及びD は、関係図面 に表示する敷 地の区分をい う。
		後		一〇・〇 三九・八	七四八・九	

○宮城県告示第百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年三月九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻雄勝線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市八幡町一丁目九四番二地先から 同市八幡町二丁目六番地先まで		後	前 D C B	一四・五 四〇・七	二九二・二
		後		一八・〇 二九・九	三四一・〇

○宮城県告示第百三十六号

欠下北の1	欠下東の2	神楽崎	勝負沢の2	勝負沢の1	硯沢の3	硯沢の2	金生	青山二丁目	浜田の7	花園	青山の2	青山の1	森郷の2	森郷の1	菅野沢の3	菅野沢の2	菅野沢の1	浜田の1	井戸尻	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流
宮城県利府町沢乙字欠下北(次の図のとおり)	宮城県利府町沢乙字欠下東、青葉台三丁目(次の図のとおり)	宮城県利府町春日字神楽崎、字山崎、字畑合、字琵琶ヶ崎(次の図のとおり)	宮城県利府町春日字勝負沢(次の図のとおり)	宮城県利府町春日字勝負沢(次の図のとおり)	宮城県利府町春日字硯沢(次の図のとおり)	宮城県利府町春日字硯沢(次の図のとおり)	宮城県利府町春日字金生、字金鑄神(次の図のとおり)	宮城県利府町青山二丁目(次の図のとおり)	宮城県利府町赤沼字浜田(次の図のとおり)	宮城県利府町花園三丁目(次の図のとおり)	宮城県利府町青山二丁目(次の図のとおり)	宮城県利府町青山四丁目(次の図のとおり)	宮城県利府町森郷字名古曾(次の図のとおり)	宮城県利府町森郷字内ノ目北(次の図のとおり)	宮城県利府町神谷沢字菅野沢(次の図のとおり)	宮城県利府町神谷沢字菅野沢(次の図のとおり)	宮城県利府町神谷沢字菅野沢(次の図のとおり)	宮城県利府町赤沼字浜田(次の図のとおり)	宮城県利府町赤沼字井戸尻(次の図のとおり)	

欠下北の2	大沢西	藤田	しらかし台の3	山下	大窪南	八幡崎	高清水の2	硯沢	円福寺	唄沢の1	広畑
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
宮城県利府町菅谷字榎、字孝行松(次の図のとおり)	宮城県利府町沢乙字大沢西、字西沢北(次の図のとおり)	宮城県利府町森郷字藤田(次の図のとおり)	宮城県利府町しらかし台五丁目(次の図のとおり)	宮城県利府町春日字山下(次の図のとおり)	宮城県利府町森郷字大窪南(次の図のとおり)	宮城県利府町利府字八幡崎(次の図のとおり)	宮城県利府町松島町榎渡戸字大貝口、字館ヶ沢、字高清水、利府町葉山二丁目、赤沼字大貝、字放森(次の図のとおり)	宮城県利府町春日字硯沢、字筆沢(次の図のとおり)	宮城県利府町森郷字円福寺(次の図のとおり)	宮城県利府町沢乙字唄沢(次の図のとおり)	宮城県利府町神谷沢字広畑(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和三年三月九日

宮城県知事 村井嘉浩

区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		

菅野沢	土石流	宮城郡利府町神谷沢字北沢、字長田 (次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び 宮城県仙台土木事務所
旭沢	急傾斜地の崩壊	宮城郡利府町春日字硯沢、字勝負沢 (次の図のとおり)	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和三年三月九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
白石市東町五丁目五百三十八ー一、五百三十八ー二、五百三十九ー一、五百三十九ー二、五百四十一ー一、五百四十一ー二、五百四十一ー二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
白石市東町五丁目五百三十八ー一、五百三十八ー二、五百三十九ー一、五百三十九ー二、五百四十一ー一、五百四十一ー二、五百四十一ー二
白石市鷹巣字芳賀屋敷六十一ー四
株式会社 塩の谷建設

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和三年三月九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡利府町森郷字仲町浦十一番一、二十七番一の一部、二十八番の一部、二十九番、三十番一、三十一番一、十一番一の地先の道の一部、二十九番の地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

神奈川県横浜市戸塚区品濃町五百四十五番地三
株式会社アイエーオートボックス

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十二号

令和三年三月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年三月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三八、六〇〇

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三四一、二四五

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	八二、〇八八	岩 沼 選 挙 区	一一、一四〇
宮 城 野 選 挙 区	五三、一九六	登 米 選 挙 区	二二、一四七
若 林 選 挙 区	三八、五八一	栗 原 選 挙 区	一九、一四一
太 白 選 挙 区	六五、〇二三	東 松 島 選 挙 区	一一、一三五
泉 選 挙 区	五九、八四七	大 崎 選 挙 区	三六、二五九
石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区	四二、一七三	富 谷 ・ 黒 川 選 挙 区	二五、四八二
塩 釜 選 挙 区	一五、三七五	柴 田 選 挙 区	二二、八六〇
気 仙 沼 ・ 本 吉 選 挙 区	二一、五六七	亘 理 選 挙 区	一三、〇五九
白 石 ・ 刈 田 選 挙 区	一三、三三八	宮 城 選 挙 区	一三、八八〇
名 取 選 挙 区	二一、六二八	加 美 選 挙 区	八、三七五
角 田 ・ 伊 具 選 挙 区	一一、八九四	遠 田 選 挙 区	一一、四九四
多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区	二二、六四五		

○宮選管告示第二十三号

令和三年三月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年三月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三四一、二四五